

## 会 議 録

### 1 会議名

令和元年度 第7回高田区地域協議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 諮問事項（仮称）旧今井染物屋の設置について（公開）
- (2) 諮問事項 旧師団長官舎の用途変更について（公開）
- (3) 諮問事項（仮称）100年映画館周辺交流広場の管理の在り方について（公開）

### 3 開催日時

令和元年9月17日（火） 午後6時30分から午後9時32分まで

### 4 開催場所

高田公園オーレンプラザ 会議室

### 5 傍聴人の数

1人

### 6 非公開の理由

—

### 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、  
飯塚よし子、浦壁澄子、大滝利彦、小川善司、北川 拓、  
佐藤三郎、澁市 徹、杉本敏宏、松矢孝一、宮崎 陽、山中洋子、  
山本信義、吉田隆雄
- ・文化振興課：岩崎課長、大友副課長、松永係長、西山主任
- ・事務局：南部まちづくりセンター 堀川センター長、佐藤係長、小林主任

### 8 発言の内容

#### 【佐藤係長】

- ・小竹委員、小林委員、高橋委員を除く16人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条1項の規定により、議長は会長が務めることを報告。

【西山会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：高野副会長、吉田隆雄委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

資料により説明。

【西山会長】

「議題等の確認」について、質疑を求めるがなし。

—諮問事項（仮称）旧今井染物屋の設置について—

【西山会長】

次第3議題（1）「諮問事項（仮称）旧今井染物屋の設置について」に入る。

文化振興課に説明を求める。

【岩崎課長】

資料No.1に基づき説明。

【西山会長】

文化振興課の説明について質疑を求める。

【杉本委員】

今回の諮問理由を見ると、「ついでに、このことに関し、高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの」となっている。我々としたら何をすればよいのか。この文面からすると、この内容で良いか悪いかとは聞かれていない。今ほど会長から「最後に採決する。」と発言があったが、何を採決するのか。この内容だと採決は求められていない。この建物のある大町5丁目の住民に関しては、何か影響があるかもしれないが、高田区の住民ということになると、例えば、私は東本町5丁目に住んでいるが、あまり影響はないと思う。そうすると、何も影響はないと回答してよいのか。聞かれていることをそのまま解釈し、それでよいということになれば、そのような議論をすればよいと思う。近くに住んでいる委員も遠くに住んでいる委員もいるから、それぞれの立場で、住民の生活に及ぼす影響を考え、影響がある場

合には文書にして返答すればよい。なければならないということにしてよいものか。最初にはっきりさせておかないと、議論をしてみようがない。意見を出してみようがない。

**【岩崎課長】**

上越市地域自治区の設置に関する条例に基づき、設置と管理の在り方について、それぞれ地域協議会に諮問することになっている。旧今井染物屋については、建物は以前からあるものの、公の施設になっていないことから、今回設置について諮問している。その点において、住民の生活に及ぼす影響があるかないかということで、意見をいただきたい。

**【堀川センター長】**

諮問には2つ段階があり、今回の場合は構想段階での諮問、いわゆる設置に関する諮問ということで、現在ある施設をこのようにしたいという構想を示している段階。その後、供用開始前の諮問ということで、管理の在り方について、2回目の諮問がある。今回配布した資料No.1の別紙に書かれている内容について、住民生活に影響を及ぼすかどうかを諮問されている。

**【杉本委員】**

古い話で申し訳ないのだが、このオーレンプラザを設置する時の諮問は、実施設計ではなく、基本構想が示されて、この基本構想で良いか悪いか、回答してほしいという内容の諮問だった。今回はそれとは中身が違って、まだ公の施設としての手続きがなされていないと説明されたが、そういうことをするのが良いか悪いについてであれば、それについてはすぐに良いと答えることができる。だが、住民の生活に及ぼす影響について意見を求められた場合、住民の生活に及ぼす影響というのはすぐ変わるため、すぐには出てこないかと思う。議論するに当たって、いろいろな方の意見を聴いたり、現地に直接行って見てきたりなどをしなければ、この諮問には答えられないのではないか。答申を出すには、時間をいただきたいと思う。

**【西山会長】**

杉本委員の発言について、委員に意見を求める。

**【澁市委員】**

杉本委員の意見に関係することだが、上越市地域自治区の設置に関する条例第7

条第2項には、「住民の生活に及ぼす影響という観点から」とは書かれていない。第2項は「市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち、次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。」としか書かれていない。どういう観点からとか、どういう視点からとかの条件は何も書いていない。それでその中に、(1)として、「地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項」。これが今回の諮問だと思う。(2)として、「地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項」。これは管理運営に関する事項だと思う。そのほかのことも書いてあるが、どうして、諮問文の中で、「住民の生活に及ぼす影響という観点」ということに絞ってしまうのか。条例を素直に読めば、そんな言葉どこから出てくるのか、私には理解できない。私は一応法律を勉強したが、その辺の説明をもらわないと、これを素直に受け取って審議して、良いか悪いかについては言えない。また、住民にどのような影響が出てくるかについて、影響が出る基準を示してもらわないと、回答するのはなかなか難しい。普通の人だったらそう考えると思う。

**【堀川センター長】**

条例に書いてある、書いてないは別にして、今回の諮問については、2枚目にある別紙のとおり、旧今井染物屋が今までと違う使われ方になる。それについて地域協議会に、このように変更するのでもいかかということで、今諮問が来ている。そして、本当は基本構想ができた段階で行うのが一般的だが、基本構想がない場合もある。現在ある施設を用途変更する。その計画が、今ここに示されている内容だと思うし、それについても先月事前に説明がされている。今日は正式にその諮問が来て、委員から意見をいただくものである。

**【岩崎課長】**

この諮問は、地域協議会の制度に則って諮問をしている。先ほど説明させてもらったように意見をいただきたいと思っている。

**【松矢委員】**

先ほど事務局から説明があつたが、そういうことであるならば、そのように素直に書けばよい。それを、「高田区の住民の生活に及ぼす」なんて言葉を使うからおかし

くなる。これは決まり文句のようだ。以前の諮問も同じ言葉が使われていた。これは役所言葉か。だったら事務局の説明のとおり、素直に諮問理由を書けばよい。そうすると我々委員も審議しやすくなる。このように書かれてあると、杉本委員が言われたように、どう影響を及ぼすかを調べてから回答しなくてはいけなくなる。事務局が説明したように、諮問理由を、素直に書けばよい。よく考えていただきたいと思う。

#### 【西山会長】

諮問の制度については、今期の委員向けに、地域協議会の会議で当時の自治・地域振興課長から、説明をしていただき、また別の機会に、説明会を開いたことを記憶している。当時の課長からは、住民の生活に及ぼす影響について答申してほしいと、委員に説明があったと思う。それ以来、諮問には、この文言が使われている。

今回の諮問については、住民の生活に及ぼす影響の部分もあるが、(仮称)旧今井染物屋、旧師団長官舎、それから(仮称)100年映画館周辺交流広場における、事業の内容について、委員の意見が聴きたいということである。以前説明があったように、担当課からは、内容の話も含めて議論してほしいと話があった。本日はその話を進めさせてもらいたい。

#### 【杉本委員】

この文言で具体的にどのような議論をするのか。賛成か、反対かについては聞かれていない。この文言からは、どう考えても、それを求められているようには読めない。それでも採決を実施するのか。

#### 【堀川センター長】

先ほど会長からも過去の経緯について話があった。地域協議会への諮問については、既に議論されて、納得されて、これまで何回も諮問をされてきたと思う。今になって、制度の話をするのではなく、設置目的として、今ある、この旧今井染物屋の施設を地域文化を発信する施設として改修し、そして改修にあたっては、このような用途で建物を使いたい。時期は令和3年度から。さらに参考資料にある整備については、このような工事内容で進めていきたい。そのように事業を進めてよいかということ、そして、それについて地域住民、今まで施設を使ってきた人、近隣住民に対して、工事に当たり、このようなことについて気をつけてほしいといった意見を、高田区の地域協議会委員の皆さんから意見を求めるのが、諮問だと思っている。

### 【浦壁委員】

これは市からの諮問であり、今日は市を代表して、文化振興課長が来られている。諮問の文言に「住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるもの」と、きちんと明記されている。私はこれは採決に該当しないと考える。ここでは地域協議会から意見を求めたいのか、あるいは採決に相応しい内容に持っていくのか、そこを課長から、はっきり説明してもらいたい。いろいろな方の立場の意見が出ていて、混乱している。

### 【西山会長】

地域協議会は、28区全ての市民を対象にする事項や案件について答えを出したり議論する場ではなく、その区に関わる事項、その区の住民の生活に及ぼす影響などを話し合う場である。それについては、自治・地域振興課長から何度か説明してもらい、委員から制度を納得してもらった上で、これまで進めて来ていると思っていた。しかし、まだそれについて理解がされていないようだったら、諮問の内容についての議論でなく、制度についての話し合いになってしまう。以前、市の説明を聴いて、理解してもらい、それ以降諮問が行われてきた。「住民生活に及ぼす影響」という言葉についても、市が諮問する際は、ほとんどの課の文書に付随してあり、これまでもそのように議論していただいたと思う。今回だけではなくて、前回も前々回も諮問が行われるたびに、ほぼ必ずといってよいほど、この文言が入っていたし、その時に、この文言がおかしいといった意見は出ず、審議されてきたように思う。この文言がついていると議論ができないのか。それでは今まで、なぜ議論ができていて、今回だけできないのか、理由があったら、意見を聞かせていただきたい。

### 【杉本委員】

記憶違いではないと思うが、この文言が出てきたのは、(仮称)厚生産業会館の諮問が行われた以降から入っており、そのころから変わったと思う。そのようなことがあり、おかしいという意見が委員から出されて、市からの説明があったのではなかったか。私自身は説明を聴いても全然納得してないものだから、この問題を蒸し返しているわけだが、どう考えても、この文言を読んだだけでは、良いか悪いのか採決をしてほしいと求めているように、私は受け取れない。ずっとそう思っている。だから、今まで結果として採決となると、渋々仕方がないと感じながら応じていた。採決して

ほしいとは書いてないのに、仕方がないと思って挙手していた。本当は挙手しない方がよかったのかもしれない。

ついでに言うと、実は（仮称）厚生産業会館の議論の時に、私たちが出した最初の答申は、それこそまさに高田区の住民の生活に及ぼす影響を羅列した。そして、市からこれは答申ではないと突き返された。その当時いた委員は覚えていると思う。次の諮問以降は、住民の生活に及ぼす影響という観点から審議してほしいという話になって、それについて正す場がなかったものだから、その後に説明会が開催されたのだと思う。そのような経過も踏まえ、私としては、今回も同じ文言で3つの諮問が出されたわけだが、前回、前々回と諮問してきた経過があるものの、やはりどこかでけじめをつけないとうまくないと思い、今日は発言させてもらった。だから、今回の諮問の内容について意見を出すとすれば、例えば、工事を行う時には近隣の皆さんに迷惑のかからないように実施してほしいといった文言を出すくらいではないかと思う。

#### 【小川委員】

今ほどの事務局からの説明のとおり、本題に戻した方がよいのではないか。もう既に30分も40分もこの件だけで時間が費やされている。その議論については後ほど行うことにして、事務局から説明のあった観点で、委員に意見を聞いたらどうか。

#### 【西山会長】

今ほど、小川委員から、諮問の内容について議論を進めたらどうかという意見が出された。既に今の件でかなりの時間を費やしている。この議論をしても、結論が出ないと思われるので、諮問の内容について進めさせてもらいたいと思うのだが、いかがか。

#### 【澁市委員】

以前、市の担当課長から、この文言についての説明を何回か受けたことに私は全然記憶がない。委員に就任したばかりだったから。他の委員はどうか知らないが、会長がこのことを鮮明に覚えているのが、非常に不思議と感じる。

ここでは、事務局が説明したように、このような計画を持っているので地域協議会の意見を伺いたいというように理解してよいというのだったら、市に確認をして、答申にそのように書けばよいのではないか。この文言を無視して。このような計画について説明を受け、その計画に関して私たち地域協議会では、このような意見がある。

その意見が十分に担保されるということを条件に、この計画に賛成するといった文言で回答することもできるのではないかと思う。だからこの文言を直してもらった方がよいと思う。計画についてどのような意見があるのかと聞かれているわけなので、それについてこうであると素直に答えたらどうか。配布された諮問の文書には、市長の公印が押印されているので、これはなかなか直せないと思う。ただ、地域協議会ではこのような意見を持っているという答申をしたらよいのではないかと思う。

**【小川委員】**

文言に関する議論はやめて、本題の議論に戻ることを提案したい。

**【西山会長】**

今ほど、小川委員から、文言よりも、諮問の内容についての議論をしたらどうかという意見が出された。澁市委員が先ほど、説明会の内容を委員が覚えているかと言った発言があったが、説明会当日は、澁市委員と松矢委員が欠席されていたと記憶している。

**【澁市委員】**

今日の会議前に、二人の委員が欠席だったことを調べたのか。

**【西山会長】**

当日誰が欠席していたということについては、私の記憶に残っていた。

**【浦壁委員】**

小川委員の意見に私は賛成。今議論が混乱しているのは、会長から採決についての話があったことに問題があると思う。ここは、諮問に対する意見が求められているものであり、素直に最初からそれぞれの立場で意見を出せばいいのではないかと思う。会長から採決を行うことについて話があったのでおかしいと感じた。だから小川委員のとおりに進めた方がよいのではないか。

**【西山会長】**

会議は進めさせていただくが、諮問なので、意見とあわせて最後に採決は必ずさせてもらわないといけないので、了承いただきたい。

**【澁市委員】**

そんなことはない。意見を聴かなければいけないと条例には書いてあるが、賛成、反対を決めるとはどこにもない。



【西山会長】

議論していれば、賛成の方も反対の方もそれぞれ意見が出されるので、最終的には、会としての判断を出すには、採決を行わざるをえない。今までもそのようにして来たし、今回もそれをお願いしたい。そういうことで、皆さんをお願いしたつもりだった。

【宮崎委員】

「高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの」という文言を使わなければよいと思う。問題点をはっきりさせて、良いか悪いか、意見はないかとするのが、一番分かりやすいのではないか。この文言を変えてしまえばよい。

【堀川センター長】

資料No.1 に書いてあるとおり、諮問内容が別紙に記されている。設置目的に書いてあるように、地域文化を発信する施設として活用を図っていきたいという基本構想が示されている。そして、高田区地域協議会委員に、住民目線に立った審議をお願いしている。これは、用途変更の基本構想が示された段階で、その向きで進めてよいかどうか、意見を伺うための諮問である。それについて適当か適当でないか、最終的な整理の方法としては、採決を行うという作業になるかと思う。不適當であればその理由をつけることになる。これについては、今回から始まったわけではなくて、今までにいくつもの諮問を経験されている委員の皆さんがよくご存知のことだと思う。

【西山会長】

事務局の説明について、意見を求める。

【北川委員】

事務局から説明のあったとおりに進めていただきたい。

【西山会長】

事務局から説明があったとおり、諮問の内容についての議論を進めてよいかについてを諮り、委員全員の了承を得る。

今回出された諮問事項の（仮称）旧今井染物屋の設置について、内容等を含め、委員に質問、意見等を求める。

【山本委員】

確認だが、配布された資料に別紙とあるが、これは参考資料を含めて別紙なのか。

参考資料が諮問の内容に含まれていないのであれば、質問することはできないと思うので、教えていただきたい。

**【岩崎課長】**

諮問の内容は、あくまでも別紙の部分である。参考資料に書かれているものは、現在、市でこのように進めたいという考えを書いたものである。参考資料の内容については、今後変更される可能性は十分にある。様々な意見をいただきながら、進めたいと考えているので、そのようにとらえていただければと思っている。

**【山本委員】**

この施設は先月、市の文化財に指定されたとのことだが、市の文化財に指定されるためのシステムについて、どのような過程を踏むのか。なぜならば、この内容こそがまさに地域協議会に諮問する事項ではないかと私は思う。市の文化財に指定されることは、当然のことながら、地域住民にそれ相応の影響を及ぼすことが考えられる。例えば、建物が改修されなくても、文化財に指定されることで様々な条件や規制が付けられる。そのような意味では、文化財に指定するかどうかを議論する段階で、旧今井染物屋を文化財に指定することがふさわしいかどうかという諮問が、まずなければならない。どのような過程を経て文化財となったのかについて教えてほしい。

**【岩崎課長】**

文化財になるシステムというのは、基本的には、教育委員会が上越市文化財調査審議会に諮問し、市の文化財としてふさわしいかどうかを審議してもらい、答申後に教育委員会が文化財として指定するといった流れになる。今回の旧今井染物屋についても、市が所有していた建物であるが、同様の手続きにより、指定された。

**【山本委員】**

文化財指定の流れについては了解したが、市の文化財に指定するかどうかという部分についても、地域協議会の諮問事項として、意見を聴くべきではないだろうか。このことについては、今後市でも検討いただきたいと思う。今回のように諮問して意見を聴かなければ、地域住民が知らない間に文化財の指定をされたり解除されたりするのは、おかしいと考えたので、意見として触れさせてもらった。

**【飯塚委員】**

今ほどの山本委員の意見について、同様のことを考えていたのだが、文化財に指定

された後に、その施設を改修することができるのか。

【岩崎課長】

改修できる部分というのは、非常に限られるかと思う。文化財なのでそのまま残すことが基本になる。ただ、この建物の場合、時代によって、様々な改修がされてきている。どの時点のものを、最終的に残していくかという議論がある。旧今井染物屋は長い歴史の中で改修を繰り返されてきた施設であることも踏まえ考えている。

【浦壁委員】

市の文化財に指定された場合、例えば、施設で物を売ってはいけないとか、飲食とかはいけないとか、住民に直結するような禁止事項や制約事項があるのであれば教えてほしい。

【岩崎課長】

文化財は教育委員会が担当になるので、当課が把握している範囲での回答になるが、基本的に文化財はそのまま残していくという考えがあるため、この躯体は残さなければならない。ただし、例えば、木造建築でいうと、永代残せるわけではないので、基本的なものは残した中で、改修していくことはできる。またどうしても、この部分は活用するために改修したいとか、一部を変更したいとして改修することは可能。ただ、どのように改修したかという記録をしっかりと残しながら、改修していくことが必要である。場合によっては、ある用途が終わった時には、元の状態に戻すことが条件になったりもする。そのような総合的に改修して本当によいかどうかというところが重要な観点だと思っている。先ほど話のあったような、物を売ってはいけないとか、そのような制約は基本的にはない。建物を戻せないような状態に大きく変更することは当然禁止される。

【高野副会長】

旧今井染物屋は表二階があるが、あそこは全く改修をしないで残すということか。耐震などの問題があると思うが、あの部分はどのようになるのか。

【岩崎課長】

その部分は基本的に現状のまま残したいと考えている。残していける部分はそのまま残していくということが基本になる。

【高野副会長】

それならば、2階の部分は何も使わない、利用しないということか。

【岩崎課長】

2階の部分について、具体的に何かの用途で使うとか、活用するための部屋に改修するような予定は現在のところない。

【小川委員】

この施設が文化財に指定されたということで、専門家の方々のいろいろな審査や議論を踏まえて文化財に指定されていると思う。この改修についても、様々な人の意見が反映されていると思う。私の意見としては、これだけのものがあるので、活用した方がよいと、かねがね思っていた。耐震壁を入れて、安全に配慮しながら、ちゃんと活用できるように進めていくということは、一住民として、期待していたとおりの段階になってきたと思う。

【澁市委員】

ここで行われる工事が大規模かどうかは分からないが、その工事の環境影響評価は、市の条例等に基づいてやるのか。

【岩崎課長】

環境影響評価とは、例えば、工事中に何か住民に影響を及ぼすとか、その工事の関係で周囲に害を及ぼすのかといった関係でよいか。

【澁市委員】

私の理解では、工事中及び完成後、従前に比べて、形態とかは変わっているわけなので、工事によってどのような影響を与えるかというものを評価するものと考えている。私たち委員は素人だが、その素人に、住民の生活に及ぼす影響を聞くのではなく、まず一般的に行われる環境影響評価で、自然環境だけではなく、地域住民の生活にどのような影響を与えるのかという評価がされるべきではないかと思うが、どうか。

【岩崎課長】

今回の工事中、または完成後、環境面でどのような影響が周囲にあるかについては、考えながら進めている。仮に、地域の方にも大きな影響を及ぼすようなことが想定されるのであれば、そのようなことにならないよう、事前に説明をさせてもらって、意見を聴きながら進めて行くものと考えている。

**【澁市委員】**

今年度は実施設計を行うことになっているが、実施設計の項目の中に、そのような評価は入っていないのか。公共事業の場合、基本設計の段階で、環境影響評価を行うのが一般的である。どのようなネガティブな影響が出るかを調査し、出てきた場合はそれに対応する対策を行うわけだが、ここでも全く行わないのか。少なくとも工事中、あるいは完成後、どのような影響があるかという評価を市自ら、まずは行うべきではないか。

**【岩崎課長】**

基本的な調査については、実施設計など手続きの中で行っていくので、そのように認識していただければと思う。

**【澁市委員】**

担当課でないので、分からないのかもしれないが、例えば、大きな道路、橋、建物を作る場合には、法律により、環境影響評価は当然行われる。市に条例や実施要綱のようなものが、そもそもあるのか。このような工事には適用されないのか。

**【岩崎課長】**

この建物が環境影響評価の上で、どのようになっているかということは、この場では把握していないため、正確にはお答えできないが、影響しないことを確認しながら進めていきたいと考えている。

**【北川委員】**

今ほど、澁市委員から、環境影響評価に関する質問があったが、今回の工事は、それほど規模が大きい工事なのか。私のイメージとしては、環境影響評価といえば、例えば、火力発電所を建設するような大規模工事のイメージがあるのだが、そんなに大きな工事なのか。

**【岩崎課長】**

火力発電所のような規模の建物ではない。先ほど説明させてもらった建物の耐震改修、活用するための改修を行っていくものなので、火力発電所のような大規模に影響が出るような工事ではないと認識している。

**【北川委員】**

澁市委員が質問された内容の趣旨がよく分からないが、どうしてそのような質問

をしたのか。澁市委員にお聴きしたい。

**【澁市委員】**

市が我々地域協議会に、「高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの」と諮問している。当然このような工事を行った場合、どのような影響があるかということ、まずは市が考えなければならないので、環境影響評価に関する質問をした。

**【北川委員】**

大規模な環境影響ということではなく、地域住民に関わる環境影響ということか。

**【澁市委員】**

今回の工事で大規模な建物を建てるというわけではないが、何らかの工事が行われる。建物内の工事が中心ではあるが、予定では耐震壁ができるわけだから、周辺に影響が出てくる可能性がある。それについて、どのような影響があるかと感じた。一般的な自然環境だけではなく、生活環境にも影響があると思う。そのようなものを調べるのは、当然施工者側がそのような評価をしなければいけないと私は思っている。施工者は、要するに市である。私たちの評価では、このような影響が出ると思う。についてはこれらのことを参考に、地域協議会で何か意見はありますかと聞くのであれば理解できるが、ボンと「住民の生活に及ぼす影響」という言い方で聞いてくるのは、私には理解できなかった。

**【北川委員】**

了解した。

これは私の意見だが、事業の趣旨、それから設置目的にあるとおり、観光の促進とにぎわいの創出が図れるよう、ぜひ活気のあるものになっていただきたい。

**【浦壁委員】**

整備内容はここに記載されているが、整備全体に掛かる費用をどの程度見込んでいるか。

**【岩崎課長】**

実施設計の段階で、具体的な金額をお示ししたいと考えている。

**【浦壁委員】**

答えられる範囲で結構なので、教えてもらえないか。

**【岩崎課長】**

今現在、プロポーザルにより実施設計に係る業者選定の手続きを進めている。そんな中で、仕様書では、9, 520万円を目標工事費として見込んでいる。

**【西山会長】**

他に意見等を求めるがなし。

意見等がないので、採決してよいかを諮り、委員全員の了承を得る。

諮問第55号（仮称）旧今井染物屋の設置について、適当か採決を行った結果、賛成者が過半数に達したことから、適当と決する。

この諮問事項に、附帯意見を付けた方がよいか、委員に意見を求める。

**【杉本委員】**

附帯意見について、また話をぶり返すようで申し訳ないが、意見を求められてるわけだから、附帯ではなくて、答申の本文だと思う。附帯意見だと意見は附属品になってしまう。しかし、この文言から求められてるのは、意見を求められてるわけだから、出された意見を本文扱いにしてもらいたい。

**【西山会長】**

今ほど杉本委員から意見をいただいた。それも含め、本文に入れる意見について、委員に発言を求める。

**【飯塚委員】**

施設の機能に関して、手仕事の内容で、染物、織物、革細工とあるが、染めたりするために必要となる釜のような設備を設置するのか。

**【杉本委員】**

今ほどの質問はうまくない。既に担当課へ質問する場面は終わっている。

**【西山会長】**

今の質問の件は確認して、報告させてもらうということでよいか。

**【飯塚委員】**

よい。

**【小川委員】**

今回の改修にあたり、以前からお願いしている南側通路が通行できるように、前向きに検討してほしい旨を意見として付けてほしい。

【西山会長】

小川委員の意見について、委員に質問を求める。

【山本委員】

小川委員の意見だが、今ほどの説明だけでは、全体像が分からないので、回答のしようがない。どこが南側でどうなのかが分からない。

【杉本委員】

先ほどの飯塚委員の発言だが、それをそのまま意見として載せればよいと思う。

【西山会長】

飯塚委員の件は、後ほど確認したいと思うが、今ほど小川委員から出された件について、山本委員から話が出たが。

【山本委員】

詳細がわからないので説明をお願いしたい。

【小川委員】

建物本体の南側に、隣家との間に空き地がある。そこが通れるようになると、裏の駐車場が非常に活用しやすくなるので、そこを通れるように整備してほしいということである。

【山本委員】

今は通れないのか。

【小川委員】

今は通れない。

【杉本委員】

建物南側というが、配布された活用イメージ図の南側にまだ余地があるということなのか。

【小川委員】

南側のところに土地があって、今は空き地になっているが、雁木側に塀があって、今は通行できない。そこが通行できるようになると、裏の駐車場と行き来ができて、非常に利便性が高まる。

【杉本委員】

そうすると、ここで議題になっている案件とは、別の案件になってしまうのではな



いか。

**【小川委員】**

今ほどの件について、1つのきっかけ、チャンスにしてもらい実現してほしいと思っている。だから前向きに検討してもらいたいという意見でお願いしたい。

**【杉本委員】**

この取扱いをどうするのか。答申の中に今の件を入れるのか。

**【西山会長】**

文化振興課が出された諮問の説明には、通路の件は入っていなかったが、将来的に整備の検討をお願いしたいということによろしいか。

**【小川委員】**

よい。

**【西山会長】**

今回の建物改修と一緒に整備してほしいということなのか。そうすると、先ほどの杉本委員のとおり、諮問の中には案件としてない。

**【小川委員】**

あくまでも要望である。この建物の活用を図るわけだから、そこにプラスになることを加えていただきたいと思う。

**【高野副会長】**

設置目的である、「街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図る」ことから考えれば、通路の件は非常に役立つことであって、今回は要望として、入れた方がよいのではないかと思う。

**【西山会長】**

事務局に質問だが、今ほどの件は諮問の内容には入っていない案件であるが、今回のような意見等を、附帯意見として文書に盛り込んで答申しても大丈夫か。

**【堀川センター長】**

「上越市地域協議会委員手引き」には、諮問された事項について審議し、その結果を答申するのが地域協議会の1つの役割になるし、また必要と判断した場合、附帯意見を付けることができることになっている。今ほど、各委員から整理をしていただいたと思うが、「今回の諮問案件とは異なるが」といった前置きを入れるなどしながら、

地域協議会の意見とすることは別に問題はないと思う。

【杉本委員】

それこそ、本当の意味での附帯意見ではないか。

【西山会長】

小川委員から出された件は、諮問案件に入っていないもので、本文とは別に附帯意見のような形で付けさせてもらうことでもよいか。小川委員、高野副会長、よろしいか。

【小川委員】

よい。

【高野副会長】

よいと思う。

【飯塚委員】

そうなると、資料に記載された施設の概要の面積が変わってくるのではないか。そのようなものも踏まえて、通路を整備するということか。

【西山会長】

諮問案件の中で、附帯意見が付いたからと言って、必ず通路を整備してほしいという文言ではなく、施設を活用する上で、そのような通路があると大変有効的であるので、ぜひ整備してほしいといった要望を含んだ意見になる。

【飯塚委員】

了解した。

【西山会長】

文化振興課から説明のあった建物の部分が諮問の対象となり、委員から意見のあった通路の部分については、答申でなく、あくまで附帯意見とすることで整理してよいかについて諮り、委員全員の了承を得る。

【浦壁委員】

施設の開館時間について、終了が午後5時までとなっているが、夏のシーズンはせめて午後6時くらいまで開館した方がよいのではないか。附帯意見として付けられないか。

【西山会長】

本日は、この施設の設置についての諮問で、担当者が説明に来ている。開館時間や

料金などの管理についての諮問は、別途日を改めて説明にくるので、今回はそのような意見があったと伝える形でもよいか。

【浦壁委員】

よい。

【西山会長】

他に意見等を求めるがなし。

意見等がないので、附帯意見について採決してよいかを諮り、委員全員の了承を得る。

最初に、小川委員から出された建物南側の通路の整備を求める件について、附帯意見として付けるかを採決した結果、賛成者が過半数に達したことから、付けることに決する。

続けて、飯塚委員から出された意見について、附帯意見として付けるかを採決した結果、賛成者が過半数に達しなかったことから、付けないことに決する。

なお、答申及び附帯意見の文案作成について、正副会長に一任することを諮り、委員全員の了承を得る。

—諮問事項 旧師団長官舎の用途変更について—

【西山会長】

次第3議題（2）「諮問事項 旧師団長官舎の用途変更について」に入る。

文化振興課に説明を求める。

【岩崎課長】

資料No.2に基づき説明。

【西山会長】

文化振興課の説明について質疑を求める。

【宮崎委員】

民間事業者は、地元上越市内のみに限定しているのか、それとも市外の事業者でもよいのか。

【岩崎課長】

基本的には、市内外の縛りは考えていない。提案いただけるのであれば、市内に限定しない。

【宮崎委員】

現在の管理者は、大町2丁目町内会か。

【岩崎課長】

市から大町2丁目町内会へ委託し、管理してもらっている。

【宮崎委員】

地元の大町2丁目町内会は、市外の事業者でもよいと考えているのか。市内でなく、地元の皆さんが知らないような市外の事業者から管理してもらうことで本当によいのか。地元の事業者から管理してもらう進め方が一番よいと私は思う。

【西山会長】

意見でよいか。

【宮崎委員】

よい。

【松矢委員】

先日自宅に配られた広報上越に、旧師団長官を利活用する事業者の募集記事が一面に掲載されていた。今ほどの説明だと、利活用については、レストランに限定することでよいか。

【岩崎課長】

配布した資料にもあるように、「民間事業者によるレストラン等」と記載している。この施設の用途としては、レストランを想定しながら動いているのも事実だが、仮に別の内容の提案があった場合には、そちらの案も排除せずに考えていきたいと思っている。ただし、事務所や住居のような使い方は考えていない。街なかの回遊や賑わいの創出につながることを期待しており、レストラン以外の提案も考えられると思う。

【松矢委員】

最終的にはどのような活用となるのか分からないが、この施設には駐車場がない。その辺はどのように考えているのか。

【岩崎課長】

前回は説明させてもらったが、旧師団長官舎には、駐車場が全くないわけではない。詰めれば14台程度、少なくとも10台程度の車を駐車できると考えている。ただ、正面入口部分はどうしても狭く見えるので、そういうところは少し配慮しながら入ってもらふ必要があると思っている。駐車場についてはそのような想定をしており、現在も実際そのように使用されている。

#### 【松矢委員】

私はすぐ隣に住んでるのでよく分かるのだが、今はそんなにお客さんが来ていない。仮にレストランともなれば、店が繁盛するかにもよるが、それなりに車の台数も多くなるのではないかと思うので、駐車場は必ず問題になる。先ほど説明したような10台以上の車をあの場所に駐車するのは無理があると思う。施設の対面が空き家になっているので、その空き家を活用すれば、立派な駐車場になるのではないかと思う。駐車場の件はやはり問題になるのではないかと心配している。

#### 【澁市委員】

3点質問をしたい。

まず1点目であるが、すでに広報上越に公募が掲載されてるということは、このような計画で、事業を進めることを、市の内部で意思決定がされたということ。条例では、意思決定の前にあらかじめ、地域協議会に意見を求めなければならないと明記されているが、そこでの整合性が問われるのではないか。

2点目。資料に施設の用途として、レストランと記載されているが、どのくらいの賃貸料で貸すかにもよるが、施設のどの場所をレストランとして使うのか。また、どのくらいの客を見込んでいるのか。資料の活用イメージ図を見ると、主な客席として、1ダース食堂とあるが、12人しか入らないのか。12人のお客さんを入れて、週6日間で、昼と夜に営業するとなると、かなり高級なレストランになるのではないかと私は理解しているが、どのような考えを持っているのか伺いたい。

3点目は、うまくいくかどうかというのは、民間事業者が2、3年経営をやっているかどうかで分かるのだろう。市として、資料に記載された目的が達成されたかどうかの評価基準を、どのように考えているのか。ここで示しているのは、事業計画だと思うが、事業計画を立てた場合、その計画が達成されたかどうかの結果については、数字で出てくる。要するに、民間事業者が請負って、賃貸料を払ってもやって行

けなかったら、失敗である。そのように考えてよいか。

**【岩崎課長】**

まず1点目の条例との整合性についてだが、この事業の進め方としては、広報で示したとおり、公募して、民間事業者を募りたいと思っている。今回資料で示しているのは、市としてこのような方向で進めていきたいというイメージや考え方である。基本的なことは説明のとおりだが、同じレストランといっても、どのような内容のレストランになるのかは、民間事業者から提案が出された段階で、市で選定していく際に決まっていくと考えている。また、施設を整備する内容についても、実施設計を行う段階で、民間事業者の意見も聴きつつ、決まっていくと考えているので、意見等があれば反映していくことも可能である。今回は、まだ正式に決まる段階ではないということで、市が考えていることを示しつつ、地域協議会から意見があれば、伺うことは可能であると考えている。

2点目であるが、1ダース食堂は、実際に当時のものを再現した1ダース、12人が入れる部屋であるが、隣の夫人応接室や書斎についても机や椅子などを活用すれば、4人ずつ入ることは可能なので、単純に計算すると20人を入れることができる。詳細については、活用事業者と協議させてもらいながら判断していきたいと考えている。

3点目は、入ってもらえる事業者については、継続して活用してもらわないと意味がないので、1、2年でやめてしまえば、街なかにおける回遊性や賑わいの創出につなげることができないと思う。条件として、継続して活用してもらえることだと考えている。また、入込数についても、今までどおりの人数ではなく、それ以上の人数を求めていきたいと考えているので、数字が一番分かりやすい評価となるのではないかと考えている。ただ、街なかの回遊性という部分につなげていきたいので、例えば、実際の訪問客から、行ってみてよかったと思ってもらえることも、1つの評価になる。そこは単純に数値で測ることはできない。周囲の皆さんの意見などの評価を判断する際の参考になってくると思う。

**【杉本委員】**

地域協議会に諮問して、答申も出ていない段階で、プロポーザルだからといって募集してよいのか。もしも、「不適當」と判断したらどうするのか。制度の趣旨からい

っても、募集する動きの前に、地域協議会の意見をまずは聴かなければいけないのではないか。

**【岩崎課長】**

我々としては、非常に丁寧に丁寧に出示してきたつもりである。もっと早くということであれば、前回8月の会議に諮問をすべきだったのかもしれない。ただ、我々としては、最終的に決定している事項ではなく、まだ意見を反映できる段階ではないかという認識でいたので、今回諮問をさせてもらっている。一歩手前の8月の地域協議会で諮問することもできたのかもしれない。

**【杉本委員】**

丁寧に丁寧にという話と、全然レベルが違うというか、制度そのものをどう考えているのかという話である。このようなことをされてしまったら、地域協議会に諮問する必要はないのではないか。もっと悪く言えば、諮問しても必ず「適当」で回答されるだろうといった話ではないか。そうでなければ、このようなことはできない。そもそも、誰が広報に掲載してよいと判断したのか。そのような問題になると思うのだが、どのように考えるか。

**【岩崎課長】**

先ほども説明させてもらったように、これから設計に入っていく段階。これについても、これから公募をかけていきたいと思っている。広報では、頭出しさせてもらい、正式には明日から公募をかけることになっている。そこでもらった意見について、まだ反映させる余地は十分あると思っている。そのような考え方の中で、意見を聴いていきたいと考えている。施設の管理の在り方については、条例を出す段階になってから示すことが普通だが、今回はそれよりも前に、説明をしているので、その意味では、丁寧な対応でさせてもらっていると考えている。

**【杉本委員】**

それは全然違う話。地域協議会に諮問して、意見を聴く前に事業者を公募してしまうのは、全く地域協議会を無視しているのと同じではないか。だからおかしいのではないかと言っている。丁寧にやったという話とは全然水準が違う。今回のやり方では、地域協議会は要らないと宣言されたようなもの。それでよいのかということ。私は重大な問題だと思っている。こんなことをやったらもう、この制度は成り立たな

い。その点をどのように考えているのかを聴いている。

**【西山会長】**

杉本委員が言われることは、もっともなことで、今までも高田区地域協議会では、過去に、旧北本町保育園が土橋へ移転する際、地域協議会に諮問する前に事業を進めてしまった案件があり、市へ以後そのようなことのないようお願いしてきた。今回このように諮問されたものを、すぐに取り消すこともできないと思うが、諮問してから事業を進めるのが鉄則だと思うので、その部分は反省点として念頭に置いて進めてもらいたい。このように対応してもらおうことでいかがか。

**【杉本委員】**

「地域協議会で議論する前に、正式には諮問前に公募するなど、あってはならない。」と答申の中に入れた方がよいと思う。それこそ附帯意見である。本文でもよい。

**【浦壁委員】**

私たち地域協議会は市議会でもないし、行政のやることの決定権はなく、何か決議しているわけではない。地域協議会は、地域の意見を聴いて、それを行政に伝えて、よくしてもらおう。それがやはり私たちの委員がやるべき出発点だと思う。杉本委員の意見は分かるが、私たち地域協議会は決を採って物事を決める機関ではないと思うので、いきなり採決に結び付けず、出された意見を答申という形で載せたらいかがか。決定権は残念ながらこの地域協議会にはない。市議会でもないし、だからそのところは私たちも、地域協議会の一委員として、その立場をもう一度再認識した方がよいと思う。

**【西山会長】**

この件については正副会長に預らせてもらってもよいか。

**【松矢委員】**

杉本委員が言われたのは、正論だと思う。地域協議会に対して、市の姿勢は、スタートした時点から比べると、最近では軽んじられてきている。だから、最近、地域協議会で意見を言う気持ちがだんだん薄れてきてしまった。地域協議会の限界を感じている。でもだからこの内容について、よりよくしようという気持ちに切り替えようと思っている。杉本委員の話は正論なのだが、それにこだわってしまうと、議論が全然進まなくなってしまう。市の態度も改めてくれればよいが、全然改めようとしな



い。もう少し地域協議会というものを重要視してもらいたい。

【西山会長】

この件は正副会長で預からせてもらう。

【杉本委員】

公募型プロポーザル方式により選定となっているが、どこからどこまでの範囲で、どのような格好でプロポーザルの募集をかけるのか。

【岩崎課長】

基本的には、この建物の1階2階も含めて活用してもらえることを、提案してもらいたいと考えている。今のところレストランという想定ではあるが、他の提案もあるかもしれない。活用により、街なかにおける回遊性や賑わいの創出につながる観点も含めて、ここで何を行うのか、何が行えるのかという提案をしてもらいたいと考えている。

【杉本委員】

どのような提案が出てきたら、合格するのか。

【岩崎課長】

いくつか観点はあるかと思うが、継続して使ってもらえる。ここの誘客につながる。また街の賑わいにもつながる。PRにもつながるとか、そのような観点で、提案していただきたいと思っている。

【杉本委員】

私は昔からこのプロポーザル方式に、非常に不信感を持っている。要するに、どういう提案が出てきて、どのような提案だったら合格するのかというところが、いつもはっきりしない。今回も同じである。例えば、A、B、C、Dという、4つの提案が出てきたとする。その4提案の中でどれを選定するのかという時の選定基準は一体どうなっているのか。そこをはっきりさせていただかないと、プロポーザル方式でよいかどうかという結論は出せない。私はそのように思う。

【岩崎課長】

基本的な評価などについては、要項で示させてもらいたいと思っている。こういう観点であるから、そこは何点と評価するというものを示させてもらって、その基準が要項の中に入っているような形で考えている。今言ったような要素や観点を評価項

目として決め、評価したいと考えている。

【北川委員】

この施設を市で直営管理しない理由を教えてください。

【岩崎課長】

基本的に市は管理の中に加わらないという形になるが、施設周辺の樹木などの管理は市で行いたいと考えている。この建物の管理に、民間事業者だけでなく、市も入ると二重の管理となり、問題が発生した場合の責任の所在が非常に難しくなる。だから、借りられた方が、責任を持って管理するという形にしていきたいと考えている。

【北川委員】

そうではなく、なぜ市が直接管理をしないのか。民間に管理させる理由を教えてください。

【西山会長】

質問の内容は、レストランや何かも、市がなぜ直営しないのかということか。

【岩崎課長】

市が直営でレストランをなぜ行わないのかという意味合いでよいか。

【北川委員】

よい。

【岩崎課長】

街の賑わいや回遊性につなげたいというところが大きな目的になる。レストランという活用を想定しているが、レストランではない場合も考えられる。もっとよい提案がある可能性もある。実際のところ、レストランによる活用になるかは分からない。

【北川委員】

なぜ市が管理をしないで、民間にやらせるのかを教えてくださいのだが。

【杉本委員】

市がやるより民間にやらせた方が、市の実入りが多からだろう。

【澁市委員】

市ではできない。

【小川委員】

民間の方が優秀だと思う。

【岩崎課長】

基本的には、今お話いただいたように、市が直営するよりも、民間の方がよりよい提案ができ、行ってもらえるだろうといった要素が加わっているからだと思う。

【北川委員】

もう1点質問である。もし公募する業者が1社もなかった場合はどうなるのか。

【岩崎課長】

昨年、サウンディング調査を実施し、民間の意見を聴いたりしている中で、我々としては需要はあると見込んでいるので、提案はあるという思いで準備している。

【北川委員】

要するに意向調査をして、目星が何社かあるということだろう。

【西山会長】

施設周辺の回遊促進を図るのであれば、本町商店街の休みにあわせて休館日を設定するのがよいと思うが、関連性を考えて今後検討してもらいたい。

【澁市委員】

関連して、回遊観光の促進と賑わいの創出となっているが、レストランにしてしまうと、車で来て、食事だけして、そのまま帰ってしまう。回遊は、想定できないと思うが、その辺も十分に考えて計画を作ってもらいたい。

【西山会長】

諮問第56号、旧師団長官舎の用途変更について、適当と認めるか、認めないかを採決したいと思うがよいか。

【澁市委員】

市が条例及び地方自治法の規定に反して、意思決定をして、事業者の募集をしたことは事実である。この件は、正副会長預かりとなっているが、先ほど、そのような事実があったことについて、答申書の中に入れたらどうかという意見が委員から出されたが、その扱いはどうなるのか。

【西山会長】

それについては、附帯意見と同様に、後ほど委員に意見を聞きたいと考えている。他に意見等を求めるがなし。

意見等がないので、採決してよいかを諮り、委員全員の了承を得る。

諮問第56号 旧師団長官舎の用途変更について、適当か採決を行った結果、賛成者が過半数に達したことから、適当と決する。

今回の件について、今後は気をつけていただきたい、注意してほしいという願いを含めて、答申を作らせてもらい、文案については、正副会長に一任することについてを諮り、委員全員の了承を得る。

この諮問事項に、附帯意見を付けた方がよいか。委員に意見を求める。

#### 【杉本委員】

先ほど、委員からいろいろな要望も含めた意見が出ていた。それをまとめて答申に入れた方がよいのではないかと思う。例えば松矢委員からは、近隣にある空き地を駐車場として活用したらどうかという話があったし、それから回遊観光の話があったり、応募がなかったらどうするのかという質問もあった。そういうことのないように、きちんとやってもらいたいといった文言を意見として入れた方がよいのではないかと思う。

#### 【小川委員】

あまり縛りかけるようなことをするよりも、皆が自分のできる範囲で市と協力しながら、街をよくしていくというスタンスに立って、積極的にこの街の活性化に関わっていくことを念頭に置いて、地域協議会があるべきだと思う。その上で、意見を出してもらいたい。だから、細かい意見を改めて答申に盛り込む必要はないと思う。

#### 【澁市委員】

私たちが出した意見は、小川委員が言われたように、少しでもよい計画を作ってもいただきたいという趣旨で出たものである。例えば、駐車場の件だったら、今の現在の駐車場では狭すぎるので、どこかから借りるということも考えてほしい。回遊観光の促進も、その目的の1つなので、レストランとなると、それが、それを阻害するようなことにならないように計画を立ててほしい。そして、プロポーザルの応募がないということがないように考えてほしい。これは、別にこうしなさい、ああしなさいということではない。要望に近い意見だと思う。

#### 【西山会長】

他に意見等を求めるがなし。

意見等がないので、答申の本文についての採決をしてよいかを諮り、委員全員の了承を得る。

委員から出された意見は、附帯意見でなく、本文に加味して作成するかを採決した結果、賛成者が過半数に達したことから、加味することに決する。

答申の文案作成について、正副会長に一任することを諮り、委員全員の了承を得る。

**【松矢委員】**

意見ではないが、発言したい。施設のある場所は、私が子どもの頃の遊び場であり、昔は武家屋敷があった場所でもあった。この旧師団長官舎は、元々、県立高田高等学校近くにあったが、この場所に移築した。この建物の裏には通路があり、青田川の堤防につながっている。お馬出し公園から歩いてくると、回遊することができるので、頭の中に入れておいてほしい。非常によい場所である。

—諮問事項（仮称）100年映画館周辺交流広場の管理の在り方について—

**【西山会長】**

次第3議題（3）「諮問事項（仮称）100年映画館周辺交流広場の管理の在り方について」に入る。

文化振興課に説明を求める。

**【岩崎課長】**

資料No.3に基づき説明。

**【西山会長】**

文化振興課の説明について質疑を求める。

**【宮崎委員】**

一体的に管理するということだが、高田小町はどこが行っているのか。

**【岩崎課長】**

本社は新潟市にあり、上越文化会館も管理している民間企業である。

**【宮崎委員】**

工事終了後に、一体的に管理をさせたいのか。この管理について、高田世界館とは

きちんと話ができているのか。

【岩崎課長】

高田世界館には話を通してある。高田小町の管理の中で動かしていきたいと考えているが、地域の方も含めて、管理いただけるところは、管理をしてもらって多くの方から使ってもらえるような広場にしたいと考えている。

【宮崎委員】

市内でなく、市外の業者が管理をし、街の活性化が図れるのか。そのような姿は本当に嫌である。街を歩いていると、近隣の皆さんから、地域協議会は何をしているのかと言われる。管理については、市内業者も関わられるようにお願いしたい。

【松矢委員】

高田世界館隣の広場だが、日曜日になると、地元の皆さんがフリーマーケットなどの様々なイベントを行っているが、市は把握しているのか。そのようなことを把握せずに事業を行うのであれば問題があると思う。今ほど、宮崎委員が言われたように、管理者はどこでやっているのか。そのようなことも含め、きちんと関係者とよく話をしないと問題が生じる。

【岩崎課長】

今ほどのイベントを行っているというのは、どのようなことをしているのか。

【松矢委員】

いろいろやっている。あそこでテントを張って、フリーマーケット等をやっている。

【岩崎課長】

今ほどの件は、市も関わらせてもらい一緒にやっている。

【松矢委員】

市でも承知しているのか。

【岩崎課長】

承知している。また、高田世界館の通路と広場の間にガーデンがあるが、その管理についても、地元町内会と打ち合わせをさせてもらっている。

【松矢委員】

地元の皆さんとは上手く連携を取らないといけない。いろいろと問題が出てくる

し、協力がないと、なかなか進めることは難しいと思う。だから管理についても、今ほど、宮崎委員が言われたように、市外から来て、管理するといっても非常に難しいと思う。

【小川委員】

以前、高田世界館の関係者が、コの字型に雁木を付けるという青写真を描いた。とても雁木の町にふさわしいと思っていたのだが、それについて何か具体的に検討したか。

【岩崎課長】

その案件については、2月頃の地域協議会でも話があったが、話を聴いて、すぐに結論が出るものではないということで様子を見たいと考えている。

【北川委員】

名称の100年映画館というのは、どのような意味で付けられているのか。

【岩崎課長】

この(仮称)100年映画館というのは、この事業を進めていく上での事業名であり、施設名というわけではない。

【北川委員】

100年というのはどのような意味なのか。

【岩崎課長】

高田世界館が開館して今年で108年目に当たることから、100年間続いてきた映画館に関連した周辺の整備事業という意見になる。

【北川委員】

了解した。

【西山会長】

他に意見等を求めるがなし。

意見等がないので、採決してよいかを諮り、委員の了承を得る。

諮問第57号 (仮称)100年映画館周辺交流広場の管理の在り方について、適当か採決を行った結果、賛成者が過半数に達したことから、適当と決する。

この諮問事項に、附帯意見を付けた方がよいか。

【松矢委員】

この広場内にトイレがない。高田世界館のトイレは使わせてもらえるのか。

**【小川委員】**

近くに高田小町もあるので、そのトイレも使えると思う。

**【松矢委員】**

高田小町でも高田世界館でも、どちらでもよい。トイレを新しく建設すると、お金がかかってしまう。

**【西山会長】**

トイレについては、それぞれの施設で対応いただければと思う。

諮問第57号（仮称）100年映画館周辺交流広場の管理の在り方について、適当と認めることで答申することとし、附帯意見については付さないこととしてよいかを諮り、委員全員の了承を得る。

あわせて、答申の文案作成について、正副会長に一任することを諮り、委員全員の了承を得る

—その他—

**【西山会長】**

高田公園の名称変更に関する要望の件で、市民から再検討を望む意見が上越タイムスに投書され、既にご覧になった委員もいると思う。9月7日には、杉本委員がそれに答える形で同じく上越タイムスに投稿された。その件について、宮崎委員から、地域協議会で話し合う必要があるのではないかと意見をいただいたので、経過について説明する。7月に市民から新聞へ投書があった後、正副会長で協議をした。協議した結果、今回出された投書については、新聞の紙面上での個人的な意見であるため、地域協議会や会長名で回答しないこととした。また、審議の結果は十分に議論した結果であり、再度審議することになると、地域協議会で議論をする意味合いがなくなってしまうことも含め、今回は回答を行わなかった。いろいろな意見があると思うが、この件に関しては、正式にこちらに問い合わせも意見もなかったということで、この対応について委員には理解をいただきたい。

**【宮崎委員】**



今の話で納得した。街を歩いていると、いろいろな方から声を掛けられる。だから、今回は事務局にこのような文書を出させてもらった。

【西山会長】

他に何かある場合には、事務局に連絡をいただければと思う。

—事務連絡—

【西山会長】

「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

・地域協議会日程 10月21日（月）午後6時30分～ 福祉交流プラザ

10月の議題については、行政改革推進課から公の施設の使用料改定について、報告がある予定。

11月18日（月）午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ

【西山会長】

事務局より今後の日程と会場について案内をしてもらった。次回の10月21日（月）の会議は福祉交流プラザで開催される予定なので、間違わないようお願いしたい。

また、地域活動支援事業で提案された事業が高田区内でも実施されている。時間があったら、ぜひ見学に行っていたいただければと思う。

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。